

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表  
 教育職員免許に関する規則（昭和三十年一月二十八日福井県教育委員会規則第三号）

改正案

現行

第七条 免許法別表第三、別表第六または別表第六の二の規定による教育職員  
 検定により一種免許状または二種免許状の授与を受けようとする者で、同法  
 別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各  
 号の表の第一欄に掲げる在職年数の区分に応じ、当該各号の第二欄に掲げる  
 科目の単位を含めてそれぞれ同表の第三欄に掲げる単位を修得するものとす  
 る。

一〇十六（略）

第七条の二 免許法別表第八の規定による教育職員検定により一種免許状また  
 は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の

表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号の表  
 の第一欄に掲げる在職年数の区分に応じ、当該各号の第二欄に掲げる科目の  
 単位を含めてそれぞれ同表の第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

- 一 幼稚園教諭の普通免許状を有する者が小学校教諭の二種免許状を取得す  
 る場合

在職年数	第一欄					第三欄
	教科に関する科目	第二欄				最低修得単 位数
	教職に関する科目	教育課程および指導法に 関する科目	生徒指導、 教育相談お よび進路指 導等に関す る科目	教職または 教職に関す る科目		
	各教科の指 導法	道徳の指導 法				

第七条 免許法別表第三、別表第六または別表第六の二の規定による教育職員  
 検定により一種免許状または二種免許状の授与を受けようとする者で、同法  
 別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各  
 号の表の第一欄に掲げる在職年数の区分に応じ、当該各号の第二欄に掲げる  
 科目の単位を含めてそれぞれ同表の第三欄に掲げる単位を修得するものとす  
 る。

一〇十六（略）

（新設）

新設



四 高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	第二欄	教科に関する科目	第三欄	最低修得単位数							
二	一	<table border="1"> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> </table>	一	一	一	一	<table border="1"> <tr> <td>二</td> <td>三</td> </tr> </table>	二	三	<table border="1"> <tr> <td>五</td> <td>六</td> </tr> </table>	五	六
一	一	一	一									
二	三											
五	六											

五 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数	第二欄	教科に関する科目	第三欄	最低修得単位数							
二	一	<table border="1"> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>一</td> <td>一</td> </tr> </table>	一	一	一	一	<table border="1"> <tr> <td>四</td> <td>六</td> </tr> </table>	四	六	<table border="1"> <tr> <td>六</td> <td>九</td> </tr> </table>	六	九
一	一	一	一									
四	六											
六	九											

六 小学校教諭の普通免許状を有する者が幼稚園教諭の二種免許状を取得する場合

第一欄	第二欄	第三欄
-----	-----	-----

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目		教科または教職に関する科目	最低修得単位数
		教育課程および指導法に関する科目	生徒指導、教育相談および進路指導等に関する科目		
一		三	法		三

第七條の三 前二條に定めるもののほか、免許法別表第三、別表第六、別表第六の二または別表第八の規定による教育職員検定により一種免許状または二種免許状の授与を受けようとする者で、同法別表第三備考第七号の規定または免許法施行規則第十八條の二の表備考第四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法については、県教育長が定める。

第八條の五 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）附則第二項の規定による免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一〜五（略）

第八條の六 教育職員免許法等の一部を改正する法律附則第三項の規定による免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一〜五（略）

第七條の二 免許法施行規則第十一条から第十八条までに附則第四項から第七項まで、第九項から第十二項までおよび第三十一項ならびに前条に定めるもののほか、免許法別表第三、別表第六または別表第六の二の規定による教育職員検定により一種免許状または二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法については、県教育長が定める。

第八條の五 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）附則第二項の規定による免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一〜五（略）

第八條の六 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）附則第三項の規定による免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一〜五（略）

修正

第九条 教育職員検定（特別免許状に係るものを除く。）を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一〇九（略）

十 普通免許状所有者を採用することができない旨の所轄庁の事由書（様式第九号。臨時免許状の場合に限る。第十四条第十号の場合においても同様とする。）

2（略）

修正

第十五条 免許法施行規則附則第十七項の規定により所要資格を得た旨の証明書の交付を願ひ出る者は、その受けようとする資格ごとに次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一〇五（略）

修正

第三十七条 免許状の原簿は、免許法施行規則第七十四条第二項または改正省令附則第十四条に定められた事項を記載し、免許状の種類別に作成するものとする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

修正

第九条 教育職員検定（特別免許状に係るものを除く。）を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一〇九（略）

十 普通免許状所有者を採用することができない旨の所轄庁の事由書（様式第九号。臨時免許状の場合に限る。第十四条第十一号の場合においても同様とする。）

2（略）

修正

第十五条 免許法施行規則附則第十三項の規定により所要資格を得た旨の証明書の交付を願ひ出る者は、その受けようとする資格ごとに次の各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一〇五（略）

修正

第三十七条 免許状の原簿は、改正省令第七十四条第二項または改正省令附則第十四条に定められた事項を記載し、免許状の種類別に作成するものとする。



